			一五MHz			二〇MHz	
一〇	一二・五	一〇	一五	一五	一二・五	一七・五	二〇
九	三・八四	三・八四	三・八四	一三・五	三・八四	三・八四	一八
（一）二九・二dBc（注5）	（一）三五・二dBc（注6）	（一）三二・二dBc（注4）	（一）三五・二dBc（注6）	（一）二九・二dBc（注5）	（一）三二・二dBc（注4）	（一）三五・二dBc（注6）	（一）二九・二dBc（注5）

注1　チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

2　離調周波数は、送信周波数帯域（チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、この表のそれぞれのチャネル間隔（一八〇kHzのものを除く。）の送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3～6　［略］

［イ　略］

［2・3　略］

4　設備規則第四十九条の六の九第五項第一号の総務大臣が別に告示する周波数の範囲は、次の表の上欄に掲げる通信の相手方となる基地局のチャネル間隔に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数を、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔の陸上移動局の送信周波数帯域の上端及び下端から除いた範囲とする。

通信の相手方となる基地局のチャネル間隔（MHz）	周波数（MHz）
五	〇・二
一〇	〇・二二五

［新設］

			一五			二〇	
一〇	一二・五	一〇	一五	一五	一二・五	一七・五	二〇
九	三・八四	三・八四	三・八四	一三・五	三・八四	三・八四	一八
（一）二九・二dBc（注4）	（一）三五・二dBc（注5）	（一）三二・二dBc（注3）	（一）三五・二dBc（注5）	（一）二九・二dBc（注4）	（一）三二・二dBc（注3）	（一）三五・二dBc（注5）	（一）二九・二dBc（注4）

注1　離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2～5　［同上］

［イ　同上］

［2・3　同上］

［新設］